

# くらしの法律救急箱



## 第16回 著作権に関するギモン

著作権とはどのような権利ですか。

A<sub>1</sub>

著作権とは、「著作物」に対して認められる権利です。「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したもの」をいいます。例えば、「今日、駅前で火事があった。」という一文は、単なる事実（事件）に過ぎず、思想又は感情が創作的に表現されたわけではないので、著作物にはあたりません。頭の中にあるアイデアも「表現した」という要件を満たさないため、著作物にはあたりません。他方、①思想又は感情を、②創作的に、③表現したもの、この3つの要件を満たせば、小説・論文、ブログ記事などの文章表現のみならず、写真や音楽も著作物に含まれます。

また、認められる権利の内容を大きく分けると、財産的権利である(a)狭義の著作権と、人格的利益を保護する(b)著作者人格権の2種類があります。(a)狭義の著作権は、コピー（複製）、アレンジした利用（翻案）、展示、放送など、著作物の利用をコントロールする権利を指し、著作権者はこれを他者に許可することができます（これによって対価を得ることもあるでしょう）。(b)著作者人格権は、著作物の公表、氏名表示、同一性保持に関する権利です。

著作権は、著作物を創作した人のみ認められるものなのでしょうか。

A<sub>2</sub>

著作権のうち、A<sub>1</sub>の(a)狭義の著作権は他者に譲渡することができます。譲渡が行われると、創作した者（著作者）と著作権を持つ者（著作権者）は異なることとなります。また、例えば社内の業務として書類を作成した場合は、実際に作成した社員ではなく、会社に著作権が認められます（法人著作といえます）。

著作権が認められるには手続が必要なのでしょうか。

A<sub>3</sub>

我が国では、著作権を認めてもらうために登録などの手続は不要であり、創作と同時に著作権が発生します。著作権者を表すものである©（マルシーマーク）も必須ではありません。かつて米国では、©がないと著作権が保護されなかったのですが、著作権に関する国際条約（ベルヌ条約）への加盟によって、日本と同じように、これがなくても保護されることとなりました。



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。  
2006年、小島法律事務所開設。

**Q4** 他人の著作権を侵害した場合に制裁はありますか。

**A4**

著作権者は著作権を侵害した人に対して、差止めや損害賠償の請求を行うことができます。また、罰則も定められており、例えば、著作物を無断転載した場合の罰則は10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または併科と定められています。

**Q5** 著作権者の許可をもらわない限り、他人の著作物を利用することはできないのでしょうか。

**A5**

著作権の保護期間は著作者の死後50年間(映画以外)です。この保護期間が切れた後は、著作権者の許可なく利用することができます。また、著作権法には一定の場合に著作権を制限する規定が置かれています。代表的なものとして、「私的使用のための複製」と「引用」があります。

「私的使用のための複製」とは、個人や家族などの限られた範囲内で利用されるのであれば、著作権者の許諾なく複製(コピー)できることを指します。この規定によって、個人的に楽しむためのテレビ番組の録

画や音楽CDのダビングができるということになります。なお、業務に利用する目的の場合にはこの規定は適用されないため、著作物を利用するためには著作権者の許諾を得る必要があります。

また、公表された著作物は「引用」することができ、この場合、著作権者の許諾は不要です。ただし、「引用」と認められるためには、①括弧などで引用部分が明瞭に区分されていること、②引用するもの・されるものが「主従の関係」にあること、③引用の必要性があること、④出所を表示してそのまま引用するなど、著作人格権を侵害しないことがそれぞれ必要と考えられています。

**Q6** 自分で撮った写真をブログに載せるときに注意しなければならぬことはありますか。

**A6**

例えば有名な建造物については、それ自体が建築の著作物として保護される場合がありますが、写真の被写体とすることは著作権侵害にはなりません。しかし、人物が写り込んでいるときは注意が必要です。顔が判別できたり、人物が特定されてしまうような場合は、その人の「肖像権」を侵害する可能性があるため、そのまま掲載することは控えるべきでしょう。